

社会福祉法人 燈心会
小規模多機能ホーム あかり 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人燈心会が開設する小規模多機能ホームあかり(以下「事業所」という。)が行う小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)は居宅において、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び、所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 小規模多機能ホームあかり
(2)所在地 広島市西区三滝本町二丁目1番1-27号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名、介護職員を兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行なう。
- (2) 介護支援専門員 1名(常勤1名、介護職員を兼務)
介護支援専門員は利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、利用者の小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成のとりまとめ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等、他の関係機関との連絡・調整を行う。
- (3) 看護職員 1名(常勤1名、介護職員と兼務)
看護職員は、利用者の健康状態の把握と、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。
- (4) 介護職員 13名(常勤専従5名、常勤兼務2名(介護支援専門員と兼務1名、管理者と兼務1名)、非常勤専従6名)
介護職員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行なう。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 ①通いサービス(基本時間) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分
②宿泊サービス(基本時間) 午後 5 時 00 分から翌午前 8 時 30 分
③訪問サービス(基本時間) 24 時間
*緊急時及び必要時においては柔軟に、通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第 6 条 当事業所における登録定員は 25 人とする。

- (1) 1 日に通いサービスを提供する定員は 15 人とする。
- (2) 1 日に宿泊サービスを提供する定員は 9 人とする。

(介護の内容)

第 7 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス
事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。
 - ①送迎
 - ②健康チェック
 - ③食事支援
 - ④入浴支援
 - ⑤排泄支援
 - ⑥日常動作訓練
 - ⑦レクリエーション
- (2) 訪問サービス
利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練等を提供する。
- (3) 宿泊サービス
宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練等を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 事業のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる費用の額を利用者から受けることができる。

- (1) 食費は実際に食した食事に対して、朝食 380 円、昼食 610 円、おやつ代 50 円、夕食 540 円を徴収する。ただし行事食など特別な食事の場合は実費を徴収する。
- (2) 宿泊は、一泊につき 2,500 円を徴収する。
- (3) レクリエーションにかかる費用(材料費等) 実費を徴収する。
- (4) オムツ代は実費を徴収する。

- (5) その他事業のサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の事業の実施地域は、広島市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用をキャンセルする場合は、当日 8:15 までにその旨を連絡する。
- (2) 利用料はサービス利用月の翌月に預金口座振替若しくは指定口座への振込みにより支払う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 サービス提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、従業者は速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行なう。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - (3) その他の研修
- 2 職員はその勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められた時は、これを提示する。
- 3 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 燈心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業所内に以下の対策を講じる。

- (1) 委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止責任者の設置を行う。

- (4) 職員に対し、利用者等の人権の擁護や虐待に対する意識の啓発を図るため、年度ごとに研修計画を立案し実施する。
- (5) 入職時に虐待等を行わない旨の誓約書を徴収する他、万一虐待の事実があった場合、就業規則第 54 条第 3 項の懲戒解雇の処置を行う旨説明し、職業意識の醸成を行う。

(身体的拘束等その他の行動制限)

第 15 条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、身体的拘束等その他の方法により利用者の行動を制限しない。

2 事業所が利用者に対し、身体的拘束等その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、「社会福祉法人 燈心会 身体的拘束等廃止マニュアル」に基づき、切迫性、非代替性、一時性に鑑み、現場担当者が判断し行う。その際、計画作成担当者が在所時には事前に許可を得るが、不在時においては必ず事後確認を得る。

3 身体的拘束等が必要と認められた場合、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、利用者に同意能力がある場合は、その同意を「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書」にて得ることとする。

また、この場合事業所は、事前または事後すみやかに、利用者の身元引受人に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書」にて十分に説明することとする。

4 事業所が利用者に対し、身体的拘束等その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書」に次の事項を記載する。

(4) 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施した期間

(2) 事項に基づくホームの利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(3) 前項に基づく利用者の身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

5 身体的拘束等を行った場合は、「身体的拘束等経過状況」において身体的拘束等の実施中の経過観察の記録を行い、利用者又はその家族に対し、定期的に説明を行う。

6 身体的拘束等実施の妥当性の検証作業においては、月に1回の代表者会議において検証するとともに、個別の身体的拘束等廃止については定期的なケースカンファレンスにおいても検証を行う

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。